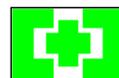


9月は 粉じん障害防止総合対策推進強化月間 です!!

淡路労働基準監督署



粉じん障害の防止については、昭和56年以降、総合的な対策を継続的に取り組み、事業者により実効性のある粉じん障害防止対策を実施していただくため、事業者が重点的に講ずべき措置を示し、その周知徹底を図る等、第9次粉じん障害防止総合対策を推進することとし、引き続き9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、集中的かつ効果的な対策の推進を図ることとしました。

重点事項

- 1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策
- 2 屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 4 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- 5 じん肺健康診断の着実な実施
- 6 離職後の健康管理の推進
- 7 その他地域の実情に即した事項

実施期間

令和3年9月1日

～

令和3年9月30日

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業が呼吸用保護具の使用義務の対象となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。
また、事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。
なお、事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

2 屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

屋外における鉱物等の破碎作業が呼吸用保護具の使用義務の対象となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。
また、事業者は、屋外における鉱物等の破碎作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における鉱物等の破碎作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。
なお、事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- (1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底
ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく措置を講ずること。
- (2) 健康管理対策の推進
 - ア じん肺健康診断の実施の徹底
じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。
 - イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進
じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドラインに基づき健康管理教育を推進すること。
- (3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等
粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導を行うこと。

4 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

(1) 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

(2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

労働者に対し防じんマスクの使用の必要性について教育を行うこと。

また、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

ア 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

イ 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

ウ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用

粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。



5 じん肺健康診断の着実な実施

(1) じん肺健康診断の実施の徹底

じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。

(2) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

産業医等による継続的な保健指導を実施すること。また、肺がんに関する検査の実施及び積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

6 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

7 その他地域の实情に即した事項

(1) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

イ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

ウ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

エ 健康管理対策の推進

オ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

(2) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

イ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

ウ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

エ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

オ 特別教育の徹底

カ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

キ たい積粉じん対策の推進

ク 健康管理対策の推進

